

商号又は名称	●●●●
代表者	●●●●
所在地	東京都千代田区所在の建設業者
許可番号	●●●●
処分内容	建設業許可の取消し（建設業法第29条の2第1項）
処分理由	当該会社について、建設業法第31条に基づく営業所調査を行ったが、営業所の所在地を確認することができなかった。そのため、建設業法第29条の2に基づき、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が確認できない事実を公告したが、その公告の日から30日を経過しても申出がなかった。

商号又は名称	●●●●
代表者	●●●●
所在地	東京都大田区所在の建設業者
許可番号	●●●● ●●●●
処分内容	建設業許可の取消し（建設業法第29条の2第1項）
処分理由	当該会社について、建設業法第31条に基づく営業所調査を行ったが、営業所の所在地を確認することができなかった。そのため、建設業法第29条の2に基づき、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が確認できない事実を公告したが、その公告の日から30日を経過しても申出がなかった。

商号又は名称	●●●●
代表者	●●●●
所在地	東京都江戸川区所在の建設業者
許可番号	●●●●
処分内容	建設業許可の取消し（建設業法第29条の2第1項）
処分理由	当該会社について、建設業法第31条に基づく営業所調査を行ったが、営業所の所在地を確認することができなかった。そのため、建設業法第29条の2に基づき、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が確認できない事実を公告したが、その公告の日から30日を経過しても申出がなかった。